

超党派フリースクール等議員連盟・夜間中学等義務教育拡充議員連盟による
「義務教育の段階における普通教育に相当する
教育機会の確保等に関する法律案」(座長試案)について

NPO法人フリースクール全国ネットワーク
多様な学び保障法を実現する会

記者会見

日時：2016年3月9日(水) 午前10時

場所：衆議院第2議員会館 第10会議室

会見者

- | | |
|------|--|
| 奥地圭子 | NPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事
多様な学び保障法を実現する会共同代表
NPO法人東京シューレ理事長 |
| 汐見稔幸 | 多様な学び保障法を実現する会共同代表
白梅学園大学学長 |
| 喜多明人 | 多様な学び保障法を実現する会共同代表
早稲田大学教授 |
| 江川和弥 | NPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事
NPO法人寺子屋方丈舎理事長 |
| 前北 海 | NPO法人フリースクール全国ネットワーク理事
NPO法人ネモ ちば不登校・ひきこもりネットワーク理事長 |
| 古山明男 | 多様な学び保障法を実現する会運営委員
多様な教育を推進するためのネットワーク(おるたネット)代表 |

配布資料

- 第19回立法チーム(3月8日) ヒアリング 奥地圭子提出資料
- 第17回立法チーム(3月2日) 奥地圭子提出意見書
- 第13回立法チーム(2月12日) ヒアリング 奥地圭子提出資料
- 多様な学び保障法を実現する会 パンフレット
- NPO法人フリースクール全国ネットワーク パンフレット

連絡先事務所

NPO法人フリースクール全国ネットワーク

TEL & FAX 03-5924-0525 東京都北区岸町1-9-19

info@freeschoolnetwork.jp(ネットワーク) ae@aejapan.org(実現する会)

「義務教育の段階における普通教育に相当する

教育機会の確保等に関する法律案」（座長試案）への意見

第19回立法チーム ヒアリング資料 2016年3月8日
NPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事 奥地圭子

立法チームの議員の皆様におかれましてはすでに19回の検討を重ねてきてくださり、誠に有り難うございます。修正案につきましての意見は次の通りです。

1. この修正案も学校以外の学びを認めています（別紙資料1）

2月12日立法チームのヒアリングの際、修正案骨子について提出した資料にありますように、修正案も、学校以外の学びが認められていると考えます。私たちは長い間、学校のみで子どもの学ぶ権利を保障する無理と悲劇を見てきた立場から、学校以外を法的に認める初の法律であることを評価し、ぜひ今国会での成立を望んでいます。

2. 子どもの状況は待ったなしです

- 3月2日の意見書にも「子どもの状況は待ったなしだ」と書かせて頂きました。
- 先日、ある保護者の方が保護者会の中で聞かせてくださった話を紹介します——うちの子は、学校の枠に合わない子が本が好きなのに読書禁止の学校でした。何でも「皆と一緒にやれ！」と叱られ、しだいに先生も勉強も嫌いになり、給食も疲れると言い出しました。いじめを受け、ばい菌扱いもされ、ハラハラしながらも登校させていました。もう疲れた、もう疲れたというので病院にも行きました。でも良くなり、子どもは行けない自分を責め、「パパ、ママ、助けて」「もう死にたい」「自分では死ねない、ママ殺して」と叫び、ある時、硬直して震えだしたのです。そこまで苦しいわが子を見て、私は、ほんとに手にかけてやろうとしました。1歳半の下の子が止めてくれ、ハッとしました。でも、自分がわが子を手にかけてやろうとしたことに苦しんで、苦しんで、やっと東京シューレを見つけ、たどり着いたのです。地方からなので遠くて移動も厳しかったし、着いたとき、子どもの顔は土色をしていました。奥地さんが「皆さん、良く来てくれましたね」と挨拶されて泣きました。シューレの考えと出会い、子どもをゆっくり休ませ、親としての自分もやっと休めるようになり、今では子どもは信頼できるスタッフと友人がいて、演劇をやったり、お出かけしたり楽しい日々で、最近「生きててよかった」と言ってくれました。
- 多くのフリースクールで、こんな状態が繰り返されている日々です。
学校を安心できる場にする、でもそうでない場合、学校を休んでよいこと、学校以外の学びも正式に認められるようにし、それらを緊急に多くの親子、学校、教育委員会に周知しなければなりません。
- 以前に申し上げたように、内閣府が昨年夏『平成27年版自殺対策白書』（別紙資料2）

の中で、青少年の日付ごとの自殺件数データを公表しましたが、9月1日など長期休み明け前後が突出しており、学校が苦しいが学校に行かねばならないという板挟みの中で楽になるには命を絶つことになってしまう状況があります。この問題も、学校を安心できる環境にしてほしいけれど、そうでない現実がある場合、休んでいいし、学校以外でもやれるということ、制度としても保障することが求められており、法案にそれが入っています。

3. 学校以外の学びへの公的支援の法的根拠のために

- 学校以外の学びが緊急避難的な意味だけではなく、それがかえってその子を元気にし、個性を発揮した例もたくさんあります。すでに約6年前になりますが、2010年6月開催のフリースクール議連で、私たちが初めて「オルタナティブ教育法（仮称）」の制定を訴えさせて頂いたときに、K君という少年がいっしょに参加し、「フリースクールに来て腹の底から笑った。自分を削ったり、命を削ったりしなくていいから。そして自分は学びたい気持ちがある。それを国が応援してほしい」と発言しました。K君は、東京シューレ卒業後、獣医になる夢を持ち、経済的に厳しい中、成績優秀で学費・生活費全額出る大学の奨学金とアルバイトで大学4年生となりました。

その日、フリースクールりんごの木に子どもが通っている母親もヒアリングを受け、「発達障がいもち、学校でとても苦しんできたが、フリースクールでは、こだわりもマイペースも受け入れられ、自分の事を“ダメ人間”と言っていたのが変わってきた。景気が悪く月会費の負担も厳しいが、ここで学ばせたい」と発表しました。

- 経済的なことについても、憲法で「義務教育は無償」となっているが、フリースクール費用を負担せざるを得ず、フリースクールを運営する側も厳しい中を懸命に維持しており、早く公的な支援の道が開かれる必要があります。そしてそれには法的根拠が後押しになると思います。（別紙資料3）

4. 修正案を認め、成立へ踏み出してほしい

法案づくりの経過を見て感じるのですが、修正案に対して、個別学習計画への懸念、不安、保護者の就学義務を学校以外でも認めることへの反対、「多様」を言う前に学校を変える方が先だろうというご意見、学校以外の学習でやっていく一部の子でなく、不登校全体、いや子ども全体を対象とすべきだから反対、という意見が出され、法案が変わりました。修正案では、それらの意見のほとんどが反映されました。そこが変わったのだから賛同され、前に進むのかと思いきや、不登校が生じる原因を根本から論じないとダメだ、教育全体が問題だから等、やはり反対される。教育の根本を議論するのは必要です。しかし、その議論は常に行うべきものであり終わりはありません。すでに立法宣言から1年議論いただいています。結局何も変わらなかったことになるということ避け、総ての子どもの学ぶ権利の保障のため、学校教育のみに教育機会を限定せず、学校以外を認める必要がある、というところから提案した原点に戻り、この修正案でなら一歩目はいいでしょう、といただいき、前へ進めて頂きたいと切望します。（別紙資料4）

はじめに

- 昨年2月から検討され始めた法案審議で、すでに1年たち、座長はじめ皆さんご多忙な中を、引き続き不登校の子どもたちへの支援に議論を重ねていただいていることに感謝しております。
- 2月2日提案の座長試案（以下「修正案」と表記）について、大きく変わりましたが、この内容での法案の成立に期待しています。

1. 今回の修正案も学校以外の学びが認められていると考えます

- 現実に学校外の場で学ぶ子がいる中で、昨年までの法案は学校以外の学習も認めるとともに、希望する子と親は**選ぶ**ことができる制度を作ろうという内容でした。修正案では、学校以外での親の就学義務の履行と個別学習計画の部分なくなり「**選べる**」内容にはなっていないものの、「学校以外において行う多様な学習活動の実情および重要性」が定められることで学校以外の学習は**認められている**法案だと考えます。
- 私たちはこれまで「学校以外」の学習が**選べる**ことを目指していましたが、今回の修正案でも**学校以外**の学習が認められるという点で、子どもたちや保護者にも意味があると思います。
- 法案全体として不登校の施策がかなり盛り込まれ、学校復帰の圧力が高まることも懸念されますが、法案には「**意思を十分に尊重しつつ**」「**休養の必要性**」等明記されていることから、法案成立後、学校以外も認める法案の趣旨を徹底していただきたいです。

2. 法案の成立で、教育委員会・学校とフリースクールとの

連携が進展するのを期待しています

- 長年不登校と関わり、学校に悩んだり傷ついたりしてきた子どもと出会い、安心できる学校を創りたいと、構造改革特区による中学校を創って9年になりますが、修正案に「**安心**して学校における普通教育が受けられるように」という文言が入り、歓迎しています。
- 不登校の子どもへの支援のためには、教育委員会・学校とフリースクールの**連携**も重要であると考えますが、これまで学校以外が制度上認められていなかったため、連携が十分とはいえない状況があります。
- 今回、「**学校以外**」の学習活動が法律上初めて定められることで、教育委員会・学校側においてもフリースクールと連携した支援を実施しやすくなることを期待しています。

3. 法案を今国会で成立させていただきたい

- これまで不登校の子どもへの長年の施策にもかかわらず、毎年高い割合で不登校になる子が続いている現状、学校が苦しいのに学校に行くしかない子どもが思っていて命を断つ子どももいる状況を踏まえ、学校以外の場での学習を認め、休養の必要性を示すこの法案を早期に成立させていただき、第1歩を踏み出していただきたいと切望します。
- その上で、学校以外の場で学ぶことも**選べる**仕組みのあり方について、さらに議論を続けていただくこともお願いいたします。

4. 附則に「多様な」を追加していただきたい

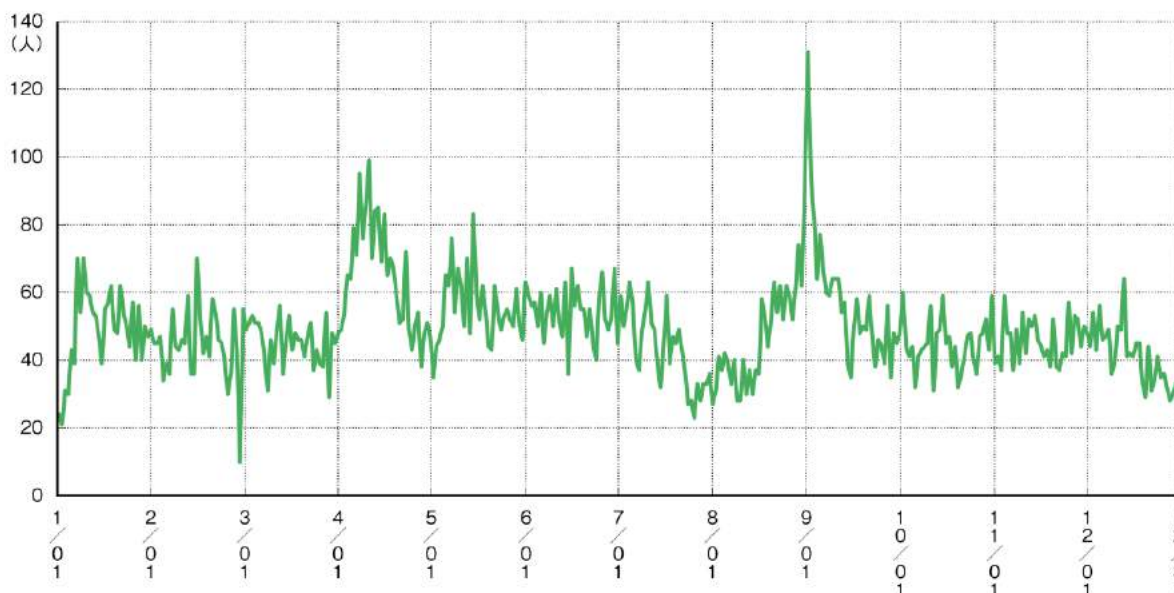
- 今後の議論の方向性をこの法案で示すためにも、「第6 その他」「二 検討」の「2」の部分に「**多様な**」という表現を加えていただきたい、と要望いたします。

第1章 ●自殺の現状

(18歳以下の自殺は、学校の休み明けに多い傾向がある)

18歳までの自殺において、過去約40年間の平均した日別自殺者数をみると、4月上旬や9月1日など、学校の長期休業明け直後に自殺が増える傾向があることがわかる(第4-5図)。このような時期に着目し、児童生徒の変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことが効果的であろう。

第4-5図 18歳までの日別自殺者数



資料：厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報の独自集計

2016年3月8日

NPO 法人フリースクール全国ネットワーク

【フリースクール会員・卒業生の声】

寺村恵理加さん（17歳 フリースクール会員）

フリースクール「東京シューレ」に通っている、寺村恵理加といます。私は、中学3年生のときに、学校に行かなくなりました。

当時の私は、「学校に通うことは当たり前」だと思っていたので、「当たり前」のことができていない自分に対し、とても後ろめたく感じていました。

今の社会は、学校に通わなければいけないという考えが根強く、フリースクールなど学校以外の学びの場が認められていません。なので、学校以外の選択肢を選んだ子どもは、学校に通っている子と自分を比べて、劣等感をもったり、不公平に感じる人が多いように思います。

しかし、今回の新しい法律が認められれば、子どもたちが堂々と、それぞれが選んだやり方で学ぶことができます。安心して自分のやりたいことに取り組むことができるのです。

今回の法案が実現し、学校以外の場所で学ぶ子どもたちが、自分の選んだ場所に自信が持てるように願っています。

岡太陽さん（17歳 フリースクール会員）

僕が不登校になったのは15歳の夏、進学校の中学三年生の夏休みの終わりからです。

学校に行く回数が減ったのは中学二年生の秋あたりです。学校に行く回数が減ったきっかけはいじめや学校に不満があったからなどということではなく、癲癇という病気になったからです。

1日に一回20秒ほど意識が飛び、その後は冷や汗、吐き気、気分の悪さに悩まされました。実際、普通に生活している時も体調はいいものではなかったです。

それでも学校に行く努力はしました。その頃の自分にとって学校はもちろん行かなければならない場所でしたし、行かなければ置いていかれるという不安が漂う場所でした。この頃には学校に行く行為に楽しみという感情はほとんどなくなっていました。

学校からは成績が足りないということで進学出来ないと告げられ学校に行く気力は尽き、不登校になりました。

今の社会の当たり前にある学校に通う立場から離れた今、あの頃を考えると色々と不満が残ります。体調を崩している中でも学校に通うということを前提とした学校の対応。ついて行くのが前提の幅のないカリキュラム。そして何よりも学校に行くことだけが当たり前と考えられている人の頭と世の中が怖く感じます。

学校に行かないことも当たり前になれば、学校に行く以外の色々な選択が出来るようになると思います。一人一人に一番あった対応がし易い柔軟な世の中になったらいいなと思います。

山本菜々子さん（フリースクール卒業生）

小2の時に不登校をし、それから間もなくフリースクールに出会い、学校へ行かないことはおかしくない、学ぶことも「ただ生きているだけで全てが学びである」と知りました。

しかし私が何かを学んでも、自分は亜流であるという意識が拭えず、学校へ行っている人達より自分は下等な存在だと思いました。どうしても学校に真実の学びがあると思われてなりません。それは自分自身の生きる喜びや、自尊心の崩壊でした。

私の心がもっと強く、誰がなんと言おうと自分に自信を持てれば良かったのかもしれない。そもそも、

人が人である事は他者から承認されて得るものではないし、どんな人も人間として当たり前前に尊重されるべきです。

しかし、ならば、なぜ死ぬ思いをしてその自尊心を得なくてはならないのでしょうか。本当に人が人であることを尊重されて良いのなら、人間同士がつくるこの社会が当たり前前に保障しなければいけないと思います。私は血を流しながら自分であることを受け入れてきました。その事は何ものにも変えがたい経験です。しかし、これからや今を生きている人たちには、もっと当たり前前に自分を好きになって、信じてほしい。この法案は、すべての人が、人として生きる道を切り拓いてくれるものであると思います。

【市民の声（全国キャラバンアンケートより抜粋）】

過去に不登校を経験した者にとっては、学校以外の学びの場が法律で保障されるのは「“不登校”を世の中が認めてくれた」と感じる面もあるので、今現在不登校ではない過去の不登校者にとってもよいのではないのかなと思いました。（兵庫県 不登校経験者）

今のこの時間も苦しんでいる子どもたちがいるのだと思うと早く実現してほしいと願います。スクールソーシャルワーカーの仕事をしていますが、学校の先生方は、不登校の教育委員会への報告が大変で、仕事が忙しい上に負担になっています。先生も子どもに前向きに「こんなところもあるさ」と笑顔で言えるようになるとと思います。（大阪府 スクールソーシャルワーカー）

不登校になった子どもたちやお母さんによりそう活動をしています。法律が整うことで、一人でも多くの子どもやお母さんが楽になれたらいいなと思います。（福岡県 不登校の親の会代表）

学校以外の学び方を選択することに、国がOKを出すということで、安心する子ども、保護者の方が増えると思います。こういう「選択」ができることを知らないで悩んでいる方が、まだまだたくさんいらっしゃいます。1日も早く、実現して欲しいと思っています。（福岡県 不登校の子どもの親）

早く法案を通してほしいと誠実に思っています。（北海道 不登校の子どもの親）

この法律について子ども、保護者だけでなく、多くの支援者も救われると思います。多様な学習、教育の機会は多様な支援サービスの創出を生むと考えました。それにより子どもたちの選択肢が増えていくといいなと思います。多様なサービス選択肢の機会を考えると、児童福祉における「介護保険法」のようですね。新しい未来が始まることをわくわくしております。（福岡県 雑誌編集者）

フリースクールに関わる皆さん、オルタナティブスクールに関わるみなさん（私含め）の強い想いを再確認することができました。子どもの権利、“命”を制度で守る、ということの大切さ重要性を再確認することができました。まずは成立させて、何とかして動きを生み出していけたらと思います。（大阪府 フリースクールスタッフ）

長い歳月をかけて、ここまで（法律として）こられた事です。ぜひ、学校に通っている子どもたち、他で学んですごしている子どもたち、全ての子どもたちの為にも実現していただきたいです。

（東京都 フリースクールスタッフ）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等 に関する法律案(仮称)に関する意見書

平背 28 年 3 月 2 日

立法チーム座長 丹羽秀樹様

奥地圭子

NPO 法人フリースクール全国ネットワーク代表理事

NPO 法人東京シューレ理事長

NPO 法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク代表理事

多様な学び保障法を実現する会共同代表

ご多忙な中、上記法案(以下「確保法」)への細やかなご審議を重ねていただき、まことに有難うございます。ここまでできたこの法案、**今国会での成立をぜひ進めていただきたいと思います**と考えます。

- 私たちは、学校が苦しいと感じる子、学校に行かねばと思うが行けない子、傷ついて行く気持ちを失った子などが、学校以外の場で、生き生きと成長し、個性を発揮し、自立していく姿をたくさん見てきました。また、そうなるためには、**理解され、安心できること、充分意思を尊重され、必要な休息を取り、個々の状況に応じた支援**が大切であることも、子どもから学んできました。修正案にはそれらを示す言葉が述べられています。

何より、修正案は、前の法案と比べると、学校外を選ぶ形になっていない点は残念ですが、**学校以外で学び成長していくことが認められています**。そして、實際上、**学校外で学んでいる不登校の子どもは増加**しており、2月26日発表された「不登校に関する調査研究協力者会議」の最終報告案でも、平成26年の小・中不登校生12.2万人のうち、学校外で指導を受けた子は約3.8万人で31%存在すると報告されています。その実態に即し、学校以外の場における学習が法的に認められ、国や地方公共団体が支援する仕組みが新しくつくられることは、戦後初であり、**この一歩**がおおいなる希望につながります。

- 法案をめぐるさまざまな意見の中には、拙速であるとか、一部の意見にすぎないというものがありますが、別紙資料につけましたように、フリースクール全国ネットでは2001年の結成の年から政策提言を行い、2009年から法制化を目指し、2012年には実現する会を発足させ、2015年2月にフリースクール議員連盟総会より立法化宣言をいただくまでも**延べ2500名以上**※資料2の方々と集っております。

また2015年5月に馳座長試案が出されてからも、オープンにどなたも参加できる機会として、計18ヶ所、延べ1400名※資料1のご参加をいただき、直接に法案について話し合う機会を持ってきました。各団体内でも話し合っていますので、それも入れると10000人を超えるかもしれません。

子どもの状況はまったなしです。法案が通ってからも、よりよい仕組みとは何かを検討し続けることとし、まずは、学校以外での学習を認めるこの法案をぜひ成立させていただきたいと思えます。

ここ半年の、教育機会の確保に関する法律案についての意見交換会（2015年6月以降）

フリースクール全国ネットワーク主催の集会だけでも計 18 ヶ所、1400 名が参加。全ての会が、賛成の方はもちろん、反対・懸念のある方も参加できるオープンな集会でした。

また、この他にも、子どもの権利条例東京市民フォーラム（約 90 名参加）、全国若者・ひきこもり協同実践交流会特別分科会（延べ 110 名参加）等、他団体主催行事の法案についての意見交換にもお呼びいただき、。

開催日	集会タイトル（開催地）	参加人数	協力団体など
2015.6/16	多様な教育機会確保法を目指すフリースクール等院内集会（千代田区 永田町）	231 名	フリースクール等議員連盟
7/26	多様な教育機会確保法を知ろう～これまでの成果とこれからの取り組み～（新宿区 早稲田）	138 名	
8/5	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 三重（三重県津市）	8 名	NPO 法人フリースクール三重シュレ
8/8	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 仙台（宮城県仙台市）	16 名	NPO 法人アスイク、NPO 法人 TEDIC
8/31	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 東京（千代田区 秋葉原）	147 名	NPO 法人東京シュレ、NPO 法人越谷らるご
9/2	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 札幌（北海道札幌市）	46 名	NPO 法人北海道フリースクール等ネットワーク、他
9/5	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 長崎（長崎県長崎市）	66 名	NPO 法人フリースクールクレイン・ハーバー
9/5	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 福岡（福岡県福岡市）	86 名	NPO 法人箱崎自由学舎えすぺらんさ
9/8	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 関西（大阪府大阪市）	101 名	NPO 法人ふおーらいふ、神戸フリースクール
9/13	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 長野（長野県上田市）	22 名	NPO 法人子どもサポート上田
9/14	学校外の学びを支える法律をつくろう 全国キャラバン in 沖縄（沖縄県那覇市）	50 名	学校 NPO 珊瑚舎スコーレ
10/20	多様な教育機会確保法 ここまで来た！報告会 次の国会へ向けて	144 名	
11/13	多様な学びを考える「たよまなカフェ」in 北とびあ （北区 王子）	15 名	
11/27	多様な学びを考える「たよまなカフェ」in フリースクールフェスティバル（葛飾区 新小岩）	36 名	
12/8	多様な学びを考える「たよまなカフェ」in シュレ大学（新宿区 若松河田）	20 名	NPO 法人東京シュレ
2016.1/17	多様な学びを考える「たよまなカフェ」in 仙台 （宮城県仙台市）	9 名	NPO 法人アスイク
1/19	多様な学びを考える「たよまなカフェ」in 東京インターワイスクール（渋谷区 渋谷）	6 名	東京インターハイスクール
2/7	第 8 回 JDEC（日本フリースクール大会）内「法案意見交換会」	259 名	

不登校、フリースクールに通う子どもの権利保障を求める これまでの取り組み

●フリースクール全国ネットワークの結成●

「フリースクール全国ネットワーク」設立（2001年2月3日）

全国各地のフリースクールなどを結ぶネットワークとして、正会員団体 37 団体、支援会員（個人・団体）46 団体名の合計 83 団体名にて設立。ネットワークづくりと情報発信、交流イベント、人材育成、国際交流、調査研究、そして不登校・フリースクール等をめぐる政策提言などへの取り組みをスタート。

『フリースクールからの政策提言』を発表（2009年1月12日）

NPO 法人フリースクール全国ネットワークが、学校外の学びの場を認める新法制定や、学校復帰を前提とする不登校政策の見直しなどを盛り込んだ政策提言を作成、第 1 回 JDEC（日本フリースクール大会）で採択し発表（参加者 120 名）。

新法骨子案作りに着手（2009年1月～）

JDEC にて採択された政策提言をフリースクール環境整備推進議員連盟や文科省に提出。馳浩議連幹事長より、法案を考え議連に提案してはどうかとのアドバイスを得て、法案骨子づくりに着手。

新法骨子案（第一案）を発表（2010年4月）

実現する会の前身となる「新法研究会（フリースクール全国ネットワーク）」が「（仮称）オルタナティブ教育法骨子案（第一案）」を発表しました。

実現する会 発足の方針固まる（2012年2月）

新法骨子案について、多様な学びの実践者、識者、議員など、多様な主体との意見交換を重ね、骨子案 ver.2 を発表。「新法研究会」をフリネットから拡大して独立させ、「実現する会」とし、関係者・市民で作り上げ推進していくことが決定されました。

●実現する会の発足●

設立総会の開催（2012年7月8日）

学校外の学び場の関係者が広く集まり、東京・代々木のオリンピックセンターにて設立総会を開催、約 230 名を超える来場者を得て「実現する会」がスタートしました。

「多様な学び保障法を実現する会」へ改称（2012年10月8日）

法案の目的を「子どもの学習権保障」と明確化し、法案名を「子どもの多様な学びの機会を保障

する法律」に変更、それに合わせて会名も「多様な学び保障法を実現する会」と変更しました。

各地で学習会を開催（2012年12月～）

会の活動目的や、新しくなった法案の内容についての理解、賛同を広め、また議論を深めるため、各地で学習会を開催。

実現する会第3回総会・発足一周年記念集会

～新しい法律が子どもたちの未来を支える～（2013年7月14日）

発足一周年を迎えるこの日のイベントには、会員・一般合わせて約100名が参集。リレートーク「多様な学びの場から」では、フレネ学校、ブラジル学校、インターナショナルスクールから実践者が、フリースクール、サドベリースクール、シュタイナー学校、ホームエデュケーションの立場からは実践者と実際にその場で学ぶ子ども・若者がその実践について発表を行い、好評。実践者や子ども自身による多様な学びの意義の発信の重要性が再認識され、その後2014年2月に「実践研究交流集会」を開催することが決まりました。

各地で学習会を開催②（2013年7月～）

7月11日に完成した「すべての子どもが自分らしく輝く社会へ」第二版の配布と合わせ、各地での学習会も、2012年度にひきつづき開催。大阪、函館では定期的な開催がもたれ、おるたネット関西（8/29大阪）、東京シュール保護者会（9/14東京）、おるたネット東京（9/8・29東京）、東京学芸大学（11/10）、長野（11/30）、ホームシュール全国合宿（11/30東京）、広島（12/15）、クレイン・ハーバー（12/22長崎）、オトナカフェ（2014.1/14東京）など、多数の場で学習会がもたれました。

教育関連集会での発表、パンフレット配布など（2013年7月～）

学習会のほか、登校拒否・不登校を考える夏の全国大会（7/27,28兵庫）、東京都高等学校教職員組合教育研究会（8月）、これからの子育て・教育を考えるフォーラム（2014.1/13大阪）、JDEC日本フリースクール大会（3/29,30東京）などの場でも、多様な学び保障法についての講演、シンポジウム、分科会、資料配布等を行いました。

オルタナティブな学び 実践交流研究集会（2014年2月1日、2日）

7月総会での好評を受け、初の「実践研究交流集会」を開催。リヒテルズ直子さん（日本イェナプラン教育協会代表）、汐見稔幸、喜多明人の講演、多様な学びの実践報告、テーマ別分科会等の二日間には280名が参加。日本シュタイナー学校協会など、それぞれの分野でのネットワークの立ち上げについても報告がされました。

実現する会第4回総会・発足2周年記念イベント

～新しい法律 実現すると、子どもの学びはどう変わる？～（2014年7月6日）

設立二周年目となるこの日のイベントには、90名が参集、またフリースクール等議員連盟に加盟する多くの議員からメッセージが寄せられました。内容は作家天外伺朗さんの講演等。

第2回「オルタナティブな学び実践研究交流集会」開催（2015年2月7,8日）

大阪府立大学を会場に第2回の実践研究交流を開催。関西のオルタナティブ教育が集って企画準備。基調講演は清水眞砂子さん、多様な学びについてのパネルトーク、若手研究者による多様な学びの研究発表などをおこないました。（参加者延べ416名）

●超党派フリースクール議員連盟 立法を宣言（2015年2月）●

多様な教育機会確保法（仮称）制定を目指すフリースクール等院内集会開催

（2015年6月16日）

多様な学び保障法を実現する会、フリースクール全国ネットワークの共同主催、超党派フリースクール等議員連盟の協力により院内集会を開催、230名が参集し立法の推進を訴えました。また、院内集会終了後の市民による意見交換会では、立法の推進に向けた意見だけでなく、懸念や改善してほしい点等についても活発に意見が交わされました。

実現する会発足3周年記念公開イベント

～多様な教育機会確保法を知ろう～（2015年7月26日）

設立三周年目となるこの日のイベントは、「多様な教育機会確保法（仮称）」は立法チームが条文検討に入る直前というスケジュールを踏まえ、関係者・市民の関心も高く138名の参加がありました。これまでの取り組みや立法推進を確かめ合うとともに、懸念を訴える市民もあり、対話フォーラムとして賛否を丁寧に意見交換し合いました。

学校外の学びを応援する法律をつくろう！全国キャラバンを実施（2015年8月～9月）

「多様な教育機会対話フォーラム」の盛り上がりを受け、同様の機会を各地でつくる「全国キャラバン」の開催を決定。札幌、仙台、東京、長野、三重、大阪、長崎、福岡、沖縄で開催し、理解を深めあいました。

多様な教育機会確保法「ここまで来た！」報告会（2015年10月20日）

2015年国会の閉会を受けて、ここまでの運動の成果をふりかえり、次の国会へ向けて今後の活動方針を検討するための報告会を実施。当日は144名の参加者が集まり、次の国会へ向け、運動を継続していくことを確認しました。

「たよまなカフェ」スタート（2015年11月13日）

10月20日報告会の盛り上がりを受け、小規模でも継続的に話し合える機会を持つことが決まり、「たよまなカフェ」と題したディスカッションの場を継続して開いていくことになりました。現在は月一回ずつのペースで、東京都北区、葛飾区、新宿区、渋谷区、宮城県仙台市等で開催。兵庫、福岡、広島などからも開催の依頼がどいており、今後も継続して理解を広めます。